

(案)

府消委第 号
令和5年3月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄 宛て

消費者委員会
委員長 後藤 卷則

答 申 書

令和5年3月8日付け消表対第269号をもって当委員会に諮問のあった不当景品類及び不当表示防止法第5条第3号の規定に基づく指定については、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

以上